

平成□□年分贈与税の修正申告書（別表）

第二表
(平成21年分以降用)

(第三表は、申告書第一表、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合のみ)又は第二表(相続時精算課税分について修正申告する場合のみ)と一緒に提出してください。)

① 修正前の課税額（第一表）

I 暦 年 課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	受贈者の氏名												(単位は円)
			署 付 印 務 税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	円	②													
基礎控除額		③													
②及び③の控除後の課税価格（①-②-③）【1,000円未満切捨て】		④													
④に対する税額		⑤													
外国税額の控除額		⑥													
差引税額（⑤-⑥）		⑦													

相続時精算課税分

▼ II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧												
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨												

III 合 計	課税価格の合計額（①+⑧）	⑩												
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦+⑨））【100円未満切捨て】	⑪												
	農地等納税猶予税額	⑫												
	株式等納税猶予税額	⑬												
	申告期限までに納付すべき税額（⑪-⑫-⑬）	⑭												

② 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	贈 与 者 を 受 け る 金 額 の 別 の 非 課 税 の 合 計 額	贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	⑬												
		贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	⑭												
		⑬のうち非課税の適用を受ける金額			⑯												
		⑯のうち非課税の適用を受ける金額			⑰												
		贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（⑯+⑰）（最高500万円）			⑱												
		⑯のうち課税価格に算入される金額（⑬-⑯）			⑲												
		⑯のうち課税価格に算入される金額（⑯-⑲）			⑳												
		翌年に繰り越される非課税額（500万円-⑯）			㉑												

③ 修正前の課税額（第二表）

相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額（第一表）」及び「④ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。														
	課税価格の合計額（課税価格）		⑯													
	⑯のうち 住宅取得等資金の額		⑰													
	⑯のうち 住宅取得等資金以外の額（⑯-⑰）		⑱													
	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）		⑲													
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円-⑲）		⑳													
	住宅資金特別控除額（⑲の金額と⑳の金額のいずれか低い金額）		㉑													
	㉑の控除後の課税価格（㉑-㉒）【1,000円未満切捨て】		㉒													
	㉒に対する税額（㉒×20%）		㉓													
	外国税額の控除額		㉔													
	㉔の差引税額（㉓-㉔）		㉕													

④ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

※ 税務署整理欄	整理番号	□□□□□	名簿	□□□□□	義務的 修正期限	□□年□□月□□日
----------	------	-------	----	-------	-------------	-----------

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-3-1-A4統一)(平21.10)

平成□□年分贈与税の修正申告書（別表）

署受付印

受贈者の氏名

(単位は円)

第二表（平成21年分以降用）

○この用紙は**控用**です。申告には必ず**提出用**を使ってください。

▼ II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧								
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨								

② 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅 取得等 資金の 非課税 分 贈与者 別の 非課税の 適用を受ける 金額	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	(33)								
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	(34)								
	(33)のうち非課税の適用を受ける金額		(37)								
	(34)のうち非課税の適用を受ける金額		(38)								
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額 (37+38) (最高500万円)		(39)								
	贈与税の課税価格に算入される金額 (33-37)		(40)								
住宅 取得等 資金の 非課税の 適用を受ける 金額の計算	(34)のうち課税価格に算入される金額 (34-38)		(41)								
	翌年に繰り越される非課税額 (500万円-39)		(42)								

④ 修正申告によって異動した事項		
異動の内容	異動の理由	

書きかた等

1 修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二又は第二表に記入して、一緒に提出してください。

（注）修正申告書（別表）の「②修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二是、住宅取得等資金の非課税の適用がある場合に記入し、また「③修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税の適用がある場合に記入してください。

2 この修正申告書（別表）の各欄は、次により記入してください。

（1）「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄は、修正申告を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

（注）住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「④修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。

（2）「④修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

（1）「平成□□年分の贈与税の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。

（2）「I 暦年課税分」、「II 相続時精算課税分」及び「III 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

（3）「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(11)－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の(11)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

（4）「(15)」欄には、申告書第一表の「(11)」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「(11)」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

（5）「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(14)－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の(14)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

（6）「(16)」欄には、申告書第一表の「(14)」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「(14)」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。

（1）「平成21年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。

（2）「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

（1）「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。

（2）「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

6 納付すべき税額（申告書第一表の「(16)」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第二表、修正申告書（別表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 7.3%（注）	×	期間（日数） 申告期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
---------------------------------	---	-------------------	---	---------------------------	---	-----------------------

365

（注）延滞税の割合は、年単位（1／1～12／31）で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11／30の日本銀行の定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後…年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。